



加古川市国民健康保険関連書類の交付に必要な本人確認書類

資格確認書、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証 の交付・再交付

①いずれか 1 点 の提示により確認可能であるもの

運転免許証（仮運転免許証を含む。国際運転免許証を除く。）、旅券、船員手帳、海技免状、戦傷病者手帳
猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証、電気工事士免状、認定電気工事従事者認定証
特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書
動力車操縦者運転免許証、小型船舶操縦免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員）
無線従事者免許証、身体障害者手帳、療育手帳
国又は地方公共団体の機関が発行した写真付の身分証明書
職員証（生年月日のあるもの）、学生証（公立に限る）等）、在留カード（顔写真入りのもの）
特別永住者証明書（顔写真入りのもの）、住民基本台帳カード（顔写真入りのもの）、マイナンバーカード
運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以後に交付されたものに限る）、一時庇護許可書、仮滞在許可書、

②いずれか 2 点 の提示により確認可能であるもの

健康保険の被保険者証（※）又は資格確認書等、各種年金証書（手帳・基礎年金番号通知書）、恩給証書
介護保険被保険者証、生活保護受給者証、各種医療証、後期高齢者資格確認書等、在留カード（顔写真の無いもの）
特別永住者証明書（顔写真の無いもの）、住民基本台帳カード（顔写真の無いもの）、またこれらと同等の書類
※有効期限の定めのあるものは有効期限内に限る。最長令和 7 年 12 月 1 日まで使用可能。
なお、「資格情報のお知らせ」は対象外。
国又は地方公共団体の機関以外が発行した写真付の身分証明書（社員証、学生証（公立を除く）等）
国又は地方公共団体の機関が発行した写真付の資格証明書（1 号に掲げるものを除く）、またこれらと同等の書類

※有効期限の定めがあるものは、有効期限内のものに限る

本人または
住民票上同じ
世帯の家族で
①のいずれか
1 点
または
②のいずれか
2 点
の提示があれば

窓口で
交付可

①②どちらでも
ない場合
住民票上
別の世帯の場合

郵送に
よる交付